

第25回 京都府福祉人材育成認証事業推進会議 開催概要

■開催日：令和2年10月23日（金）10：00～12：10

■会場：ホテルルビノ京都堀川「加茂」

■欠席委員：森実委員、石垣委員、西窪委員、松村委員

■事務局：京都府健康福祉部 浅山副部長

地域福祉推進課 神田課長、永井参事

安部主幹、西村副主査、伊勢田主事、赤澤主事

■オブザーバー：小林氏、櫻井氏（株式会社エイデル研究所）

池田氏、北山氏（株式会社パソナ）

■内容

1 開会

定刻により、事務局が開会とともに、欠席委員等を報告

2 報告事項

(1) きょうと福祉人材育成認証制度の状況について

3 検討事項

(1) 新規認証審査について

(2) 認証更新審査について

(3) 新規上位認証審査について

(4) 上位認証更新審査について

(5) その他

・認証更新保留ケースについて

・虐待案件の取扱いについて

・宣言・認証の取消し対応について

・上位認証更新に係る部会について

・上位認証基準について

・新型コロナウイルスの感染防止策に係る取組みについて

4 閉会

■議事録

2 報告事項

(1) きょうと福祉人材育成認証制度の状況について

●事務局

事務局から説明を実施

・認証制度参画法人数の説明

・宣言法人の年度別宣言数、分野割合、更新状況及び宣言失効理由を説明

- ・ 認証法人の年度別認証数、分野割合及び認証更新状況を説明
- ・ 上位認証法人の年度別上位認証数、分野割合、上位認証更新状況を説明
- ・ 大学等連携事業の取り組み状況の説明

●委員

平成25年に制度を創設し、今年で8年目となる。現状の報告だけでなく、制度開始から現在までの評価も取り入れてほしい。

取組み内容について、宣言法人の開拓に重点が置かれているように感じる。事務局の説明では、府内の介護・福祉事業所の約半数が認証制度に参画しているとのことであった。認証制度に参画する事業所割合を6割、7割と上げていくことも大切だが、参画数が半数を超えると法人にとって参画していることへの魅力は薄れる。今後は、インセンティブにより、宣言から認証へ誘導するなど、認証取得を促進する仕組みづくりを検討して欲しい。

また、大学等連携事業について、制度開始当初は、どれだけ大学を回ったのか、どれだけ学生に伝えたのかというプロセスが大切であったが、これからはアウトカムを検証していく必要があると考える。

●事務局

今後の制度の運用については、小規模な法人や保育分野の法人への対応を踏まえ検討していきたい。

●委員

法人の規模や分野の違いによる課題については、継続して検討いただきたいが、そのことが全体の評価を止めてしまうことがないよう宣言から認証、そして上位認証への仕組みづくりに取り組んでほしい。

●事務局

介護・福祉業界のボトムアップが大切だと考えている。各分野の特性を鑑みながら、検討していきたい。

●委員

認証制度全体の評価の実施に同意する。例えば、認証を取得した法人は、離職率が下がったのか、職員の満足度は高まったのか等、成果を評価する必要があるのではないかと。

また、介護・福祉業界のボトムアップも大切であるが、認証制度は、新卒者に優良な職場として介護・福祉業界を選んでもらうという視点が重要であると考えている。

3 検討事項

(1) 新規認証審査について

●事務局

事務局から説明を実施

- ・新規認証申請法人（9法人）の概要を説明
- ・審査内容の説明（基準の達成状況、特徴）
- ・8法人の認証と1法人の保留を提案

●委員

事務局の提案に了解する。

審査保留ケースについて、事務局から、当該法人が運営するサービスで利用者への不適切な対応があり、当該サービスを所管する市から文書による指摘が行われたと説明があったが、当該法人が市へ改善に係る報告書を提出し、受理されれば認証となるのか。

●事務局

現状では、認証の取り消し事由を行政処分が行われた場合としており、本ケースは、行政指導であるため、当該法人が改善に係る取組みを行い、サービスを所管する市においてその報告書が受理された場合は、認証を認める取り扱いとなる。

また、本ケースにおいて、改善に係る取組みが履行されない場合等は、改善勧告や改善命令となることも想定される。改善命令となった場合は、行政処分を受けたとして、認証の取り消し事由に該当するため、当該法人の審査については保留を提案する。

なお、行政処分に至ることなく、改善に係る取組みが履行された場合は、認証を認める手続きを予定している。所管する市への確認については、事務局にお任せいただきたい。

●委員

本件について、感想を述べる。

認証制度は、問題のある施設を何とかしようとするものではなく、京都府が学生に対して「この施設は誇るべき良い施設である」と公表するシステムだと考える。その意味では、利用者への虐待が起こったにも関わらず、文書の改善で認証してしまうことに違和感がある。行政上の手続きが完了することと京都府が認証することは分けて考えることも必要ではないか。

●委員

新規認証審査については、8法人の認証、1法人の保留を確認した。

虐待案件の取り扱いについては、検討事項でも議論したい。

(2) 認証更新審査について

●事務局

事務局から説明を実施

- ・ 審査内容の説明（基準の達成状況、特徴）
- ・ 認証更新申請のあった6法人の認証更新を提案

●委員

事務局の提案どおり、了解した。

(3) 新規上位認証審査について

●事務局

事務局から説明を実施

- ・ 新規上位認証申請数を説明（新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、新規申請の締め切りを1箇月間延長したが、新規上位認証申請は0件。）

(4) 上位認証更新審査について

●事務局

事務局から説明を実施

- ・ 昨年度上位認証更新審査法人の状況報告
- ・ 上位認証更新に係る申請法人の概要について（法人種別・サービス種別）
- ・ 審査内容の説明（基準の達成状況）

●事務局

上位認証の有効期間は3年間としている。上位認証更新審査において、継続的に上位認証基準を満たしている場合は5年、一部の年度で上位認証基準を満たしていない場合は翌年に該当項目について確認し、基準を満たしていれば3年の期間で更新を認めている。

昨年度、上位認証更新審査を実施し、一部の年度で基準を満たしていないA法人については、今回、該当項目について、基準を満たしていることを確認できたため、更新審査年度を基準として次回の更新は3年後とする。

また、今年度に上位認証更新審査の対象となる法人の更新期間について、次のとおり提案する。

- ・ B法人は、継続的に上位認証を満たす状況を確認できたため、次回の更新は5年後とする。
- ・ C法人は、「新卒入職者の入職後1年以内の離職率」について一部の年度で基準を満たしていないため、次回の更新は3年後とする。

●委員

C法人の離職率の算出において、離職理由が個人に帰属する事由である場合は、一定の配慮がなされるべきではないか。

●委員

私も同意する。個人に帰属する事由による離職者については個別に事由を検討する。離職率の算出に係る分母・分子ともに該当の方を除いて計算するのが妥当な場合もありうると考える。

●委員

離職率の算出の際の一定の配慮として、小規模な法人などで採用数が少ないという場合は、適格に審査を行うためにも過去5箇年度分の離職率で判断してはどうか。

●事務局

C法人の「新卒入職者の入職後1年以内の離職率」について、再度確認を行うこととする。

C法人の取扱いについて（推進会議後の確認事項）

- ・ 離職率の算定において、入職前からの個人に帰属する事由による離職が含まれていることを確認した。
 - ・ 事業所の規模が小さく、採用数が少ないという状況があることを考慮し、過去5箇年度分の離職率で捉えた結果、上位認証基準を満たす状況を確認した。
- 上記により、C法人の上位認証更新審査について、次回の更新は5年後とすることを決定した。

(5) その他について

①認証更新保留ケースについて

②虐待案件の取扱いについて

③宣言・認証の取消し対応について

●事務局

事務局から説明を実施

- ・ 認証更新保留ケースの概要説明と認証更新を提案
- ・ 認証制度参画法人における虐待案件数の説明
- ・ 認証制度におけるサービスの質の担保策を提案（連続する2年以内に同一法人が複数回に渡って虐待認定を受けた場合は、原則として認証制度の対象から外す。）

- ・宣言、認証の取消し後の取扱いを提案（再宣言は、取消し後1年間の取組み内容を推進会議で諮り、可否を判断する。宣言、認証の取消しから認証取得までは、最短で2年を要するものとする。）

●委員

認証更新保留ケースの取扱いについて、事務局の提案に了解するが、1点確認したい。

認証更新保留ケースは、ネグレクトとして虐待認定されているが、監督官庁による指導や処分の分類はどうか。

●事務局

本ケースは、行政指導の文書指摘に該当する。

●委員

文書指摘は、府市どちらが発出するものか。

●事務局

市町村である。

●委員

文書指摘後の施設側の対応はどうか。

●事務局

施設側は、改善に向けた取り組みを行い、市町村にて取組み状況を確認する。

●委員

市で虐待認定と認めない限り、京都府では虐待認定にならないのか。

●事務局

虐待認定は、市町村で行うものである。

●委員

認証制度では、本件を虐待認定として扱うということか。

●事務局

そのとおり。

●委員

例えば、会計処理に不正があったケースと虐待ケースでは、行政として同じコンプライアンスの問題となるかも知れないが、認証制度では、対応を分けて検討する必要があると感じる。

今は、事務局が示すルールで対応することに了解するが、学生側の視点を第一に考えた対応を検討いただきたい。

また、認証制度において、施設側に過度な要求をするつもりはない。施設側からの意見も聞きたい。

●委員

虐待認定が行われた法人の宣言及び認証は、取り消すべきと考える。虐待に対する対応が明確でなければ、利用者はもちろんのこと、地域の方々や職員も不安になる。施設側が虐待を認め、改善に向けた取り組みを継続したうえで、再宣言及び認証申請といった改善のプロセスに誘導することが大切である。

●委員

虐待ケースに係る過去の議論では、1度目は属人的な要素を考慮し、2度目は組織風土が影響しているのではないかと検討してきた経過がある。

●委員

京都府が虐待の発生を確認するタイミングやルートはどうか。

●事務局

虐待案件については、日頃から所管課と情報共有を図っている。

また、推進会議の開催に合わせて、所管課に照会している。

●委員

宣言及び認証の取り消し事由に係る事務局の提案については、もう少し虐待を重大に受け止めた制度設計をお願いしたい。

●委員

虐待案件の取扱い及び宣言・認証の取消し対応については、別に部会を設け、引き続き検討することを提案する。

④上位認証更新に係る部会について

●事務局

事務局から説明を実施

- ・部会は、認証推進会議の一部の委員とともに、上位認証更新審査の手続きの1つとして、上位認証法人の取組状況の確認を行うものであり、初回の上位認証更新審査が行われた令和元年度から実施している。
- ・部会委員からの意見をうけ、部会開催時間の変更について事務局案を提示。現状では、法人によるプレゼンテーションの後、委員の質疑により取組状況の確認を行っている。部会の際は、「審査の信頼性の担保」や「対象法人にとっても自ら語り節目としていただく機会」として機能している。今年度の部会委員から、委員と法人とが対話（質疑応答）する時間をしっかりと確保し、その後に存分に委員の意見をきいた上で議論をつくす等、より有意義な場として展開すべきだという意見をいただいたところ。こうした意見を受け、上位認証更新に係る部会の開催について、委員と法人とが対話する時間及び部会委員で議論する時間をしっかりと確保するタイムスケジュール案を提案する。法人のプレゼンテーションの時間は「審査の公平性」の観点から過去2年間と同じとしたいと考えている。

●委員

部会の開会時間は必然的に長くなるが、そこでの議論は、その分の価値がある内容であり、部会の位置づけやタイムスケジュールについて、異論はない。

また、今回の部会において、ある法人から上位認証制度の運用について発言があった。この場で事務局から共有いただけないか。

●事務局

部会にて、発言いただいた内容は次のとおり。

- ・上位認証取得については、上がったりが下がりという切磋琢磨があっただけでいいべきであり、法人もそれなりの矜持をもって、時間をかけて資料を整理している。
- ・上位認証更新審査が形骸化されていくことがないように、しっかりと取り組んだ職員が報われる制度運用をお願いしたい。

●委員

現場からの勇気ある発言だと感じる。

上位認証更新審査にあたっては、今後もしっかりとした審査を事務局にはお願いしたい。

⑤上位認証基準について

●事務局

事務局から説明を実施

- ・基準検討の経過を説明（第24回推進会議(2020.2.4)で上位認証の各基準項目について、京都の上位認証法人の模範（あり方）を示す役割もあることから、時間外労働時間についても「減点項目」として、より積極的に数値を示す方向で一致している。）
- ・具体的な数値の設定を検討するにあたり、事務局で調査する事項を説明。

●委員

時間外労働時間の「減点項目」の具体的な数値の設定にあたり、事務局で具体的事例の調査を予定されている項目の中に「変形労働時間制」という言葉があるが、シフト制を採用している福祉事業所であれば珍しいものではないので、わざわざ調査する必要はないと思う。

●事務局

承知した。

●事務局

有給休暇取得率に係る基準の適用にあたり、今後、議論することが想定される具体的事例は次のとおりである。

- ・公休数が多い法人や、有給休暇を法定より多く付与している法人にとっては、有給休暇取得率の不適格ライン(50%)は非常に重たいハードルになっている。
- ・具体的には、有給休暇取得率は50%に満たないが、休日日数で比較すると、有給休暇取得率が50%以上の法人よりも多いという状況もある。
- ・こうしたケースにおいて、不適格ラインの50%基準を“厳格に適用するのかどうか”という点については、法人の更新審査のタイミングで3年間の取組状況を確認する際に、事務局で個別具体的に状況を確認し推進会議にあげて、審議・検討していただくこととしたい。

⑥新型コロナウイルスの感染防止策に係る取組みについて

●事務局

事務局から説明を実施

- ・認証基準項目「健康管理に関する取組の実施」に新型コロナウイルスの感染防止策に係る取組みを組込むことを提案。

●委員

新型コロナウイルス感染症対策に係る項目の適用日はどうか。

●事務局

令和3年度以降の審査から確認する。

●委員

事務局の提案に了解した。

以上。